利用規約

店舗名 NAO⁺（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第 **1** 条　運営管理

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 TBU（自社名称に変更）が行います。

第 **2** 条　入会資格

本クラブに入会できる方は、以下の要件をすべて満たし、本クラブの趣旨に賛同のうえ、本規約を承諾した方とします。

1. 本規約および本クラブが定める諸規則を理解し、遵守できる方
2. 戸籍上の性別が女性の方
3. 18 歳以上の方（高校生は不可）
4. 刺青、タトゥーおよびこれに類するものが入っていない方
5. 暴力団その他社会的勢力に該当しない方
6. 他の会員の安全かつ快適な施設利用に支障をきたすおそれのない方
7. その他、本クラブが入会に適当と認める方（施設の設備点検、修理、清掃等の維持管理業務を行う者、警察官、消防隊その他緊急対応に必要な者）

なお、入会後に上記の要件を満たしていないことが判明した場合、本クラブは会員資格を取り消し、退会していただくことがあります。

第 **3** 条　入会および再入会

本クラブへの入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得たうえで、所定の会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

次の各号のいずれかに該当する者はクラブ会員になる事はできません。

1. 本規約及び利用する各クラブの諸規則を遵守できないもの
2. 入会申込書等に記載された本人と同一人物と確認できない者
3. タトゥー（タトゥーとの判断が困難なペインティング等を含みます。）を露出している者
4. 過去または現在におい暴力団または反社会性力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と加盟店が判断した者
5. 医師等により運動を禁じられている者
6. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有している者
7. 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
8. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

再入会に関しては、次の各号のとおり定めます。

1. 退会日から 1 年以内に再入会する場合、各種入会キャンペーンの適用対象外とします。
2. 前号に該当する場合、所定の事務手数料等の初期費用が発生するのもとします。

第 **4** 条　入会金および会費

会員は、本クラブの定める入会金および会費等を、所定の方法によりお支払いいただきます。
入会金および会費等の種類、金額、支払期日ならびに支払方法は、本クラブが別途定めるものとします。
入会金は、入会契約の締結および履行に必要な費用とし、一度納入された入会金は、法令に別段の定めがある場合を除き、返還はいたしません。
なお、月会費は会員資格を有する限り、実際本クラブの施設を利用しない場合であっても、支払義務が発生するものとします。ただし、休会期間中の会費については、本クラブが別途定める休会規定に従うものとします。

第 **5** 条　会員種別（料金プラン）の変更
会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに、本クラブに所定の変更手続きを行うことにより、翌月から会員種別を変更することができます。
10 日を過ぎて手続きを行った場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第 **6** 条　休会
1. 会員は、各月の 10 日（10 日が休刊の場合翌日営業日）までに本クラブに、本クラブ所定の休会手続きを行うことにより、翌月から休会することができます。本クラブの手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。なお、10 日を過ぎて手続きを行った場合、手続き上、翌々月から休会となります。
2. 1 回の手続きによる休会期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内とし、休会期間中は月額 1,100 円（税込）の休会費をお支払いいただきます。
3. 休会期間の延長を希望する場合は、休会期間の最終月 10 日までに、再度所定の休会手続きを行うことにより延長することができます。

第 **7** 条　退会および違約金
1. 会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに、本クラブ所定の退会手続きを完了することにより、当月末日をもって退会することができます。電話、その他、口頭での退会の申し出は受け付けません。
2. 10 日を過ぎて退会手続きを行った場合は、事務手続き上、翌月末日をもって退会となります。
3. 以下に該当する会員が、入会日から 6 ヶ月以内に退会する場合は、所定の違約金をお支払いいただきます。

（1）キャンペーン対象会員：12,800 円
（2）Day プラン、Night プランおよびキャンペーン適用外の Premium プランの会員：5,000 円
入会日から 6 ヶ月以上経過した後に退会する場合、前項の違約金は発生しないものとします。

第 **8** 条　会員資格の停止および除名
本クラブは、会員が次の各号の一いずれかに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止または除名をすることができるものとします。
1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）

① 1 ヶ月以上滞納した場合：会員に対し、未納料金の支払を督促するものとします。
② 2 ヶ月以上滞納した場合：会員に対し、施設の利用を停止することができるものとします。
③ 3 ヶ月以上滞納した場合：会員を除名するものとします。

2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 入退館用 QR コードを第三者に貸与・譲渡し、第三者を入館させたとき
10. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 **9** 条　資格喪失

会員は、次の場合に、自動にその会員資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 会員本人が死亡したときまたは法人が解散したとき
3. 本クラブを閉鎖したとき

第 **10** 条　営業日・営業時間およびスタッフ不在時間

1. 本クラブの営業日および営業時間は、当クラブが別途定めたものとします。
2. 営業時間内であっても、スタッフが不在となる時間帯があります。スタッフ不在時はセルフ利用となり、会員は本規約および本クラブが定める利用ルールを遵守のうえ、施設を利用するものとします。
3. スタッフ不在時は、施設内に掲示する利用上の注意事項を遵守し、マシン、設備等を適切に使用してください。
4. 事故、体調不良その他緊急事態が発生した場合は、施設内に掲示する緊急連絡先および緊急時の対応方法に従ってください。

第 **11** 条　臨時休業

1. 本クラブは、原則として定休日を設けません。ただし、季節休業、施設・設備の点検、補修、整備、その他運営上の都合により、施設の全部または一部を休業することがあります。
2. 休業する場合は、原則として 2 週間前までに、施設内への掲示または本クラブ所定の方法により会員にお知らせします。
3. 災害、設備の故障、緊急工事、法令・制度の変更、行政指導、その他やむを得ない事情が発生した場合は、事前告知なく施設の全部または一部を臨時休業することができます。

第 **12** 条　入退館について

1. 会員は、ご本人のスマートフォン等に表示される会員用 QR コードを使用し、本クラブ所定の方法により入退館するものとします。
2. QR コードの第三者への貸与、譲与、共有および会員以外の方に無断で同伴・入館させる行為を禁止します。
3. 入退館の際は、扉が確実に閉まっていることを確認してください。
4. 通院障害、停電、システムの不都合等により、一時的に入退館ができなくなる場合があります。

入退館に関する不具合やトラブルが発生した場合は、本クラブが指定する方法によりお問い合わせください。

第 **13** 条　遵守事項

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなしません。

（1）本クラブの利用にあたっては、記載されたルールに従わなければなりません。

（2）本クラブの施設におけるドレスコード

1. 安全に施設を利用できる衣服、履物、服飾品
2. 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またそれに準ずる格好
3. ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
4. タトゥー（ファッションタトゥーとの判断が困難なペインティング等を含む）がある場合、施設内において露出させないこと
5. その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

（3）本クラブ内において、以下の行為は禁止されています。

1. 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可アンケート協力等の依頼、署名活動
2. 体調不良、アルコールや薬物等を使用してからの入館
3. 他の会員に対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行う事
4. 本規約に基づき本クラブの利用を認めていない者を同伴させること
5. 他の会員、スタッフに対し、暴力的な言動、性的な言動、中傷誹謗や嫌がらせ、プライバシーを侵害する行為、またはその他迷惑行為を行うこと
6. 正当な理由なく、面談、電話その他の方法でスタッフを拘束すること
7. 施設の共有スペース（美容ブース、トイレ、更衣室、マシンなど）の独占行為
8. 施設内での無断写真撮影、動画撮影、録音、またはこれらをインターネットに公開する行為（ただし、本クラブの許可を得た場合は除く）
9. 施設内での喫煙・飲食は禁止（ただし、水分補給は可能）

第 **14** 条　施設の利用制限

次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本クラブが判断し、営業が困難と認めたとき
2. 施設の点検、補修または改修するとき
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得えざる事由が発生したとき
4. その他本クラブが休業を必要と認めたとき
5. 前項の場合、2 週間前までにその旨を施設内への掲示または本クラブ所定の方法により会員にお知らせします。ただし緊急時またはやむを得ない事情がある場合には、事前の告知なく、施設の利用を全部または一部の停止、制限する場合があります。

第 **15** 条　施設利用時の安全管理・事故等について

1. 会員は、施設内の設備・備品を適切に取り扱い、安全に十分配慮して利用するものとします。
2. 施設利用中に発生した事故、けが、盗難、紛失等および会員様同士のトラブルについて、本クラブに法律上の賠償責任が生じる場合にはその責任を負う一方、本クラブに帰責事由がない場

合については責任を負いません。
3. ロッカーの鍵を紛失した場合、速やかに本クラブへお申し出ください。鍵の再発行には、再発行手数料として、10,000 円を支払うものとします。

第 **16** 条　防犯カメラについて
1. 本クラブは、施設の安全管理、防犯、事故防止およびサービス品質の維持・改善を目的として、施設内に設置されたカメラにより映像を取得する。
2. 映像範囲は、施設内外共有スペース（入口、通路、マシンエリア、駐車場）に限る
3. 映像データの利用目的は、以下の各号に定める範囲に限るものとする。

（1）施設内の安全管理、防犯、防災
（2）事故・トラブル発生時の原因確認および再発防止
（3）設備の保守、運用状況の確認
（4）サービス品質の維持および改善

4. 映像データ期間は、利用目的の達成に必要な期間とし、保存の必要がなくなった映像データは、適切な方法で消去するものとする。
5. 映像データの閲覧は、施設の管理責任者および管理責任者が必要と認めた担当者に限定し、適切に管理するものとします。
6. 映像データの閲覧は、法令に基づく場合、警察等の公的機関から適法な手続きにより提供を求められた場合、または事故・トラブルの対応等で必要な場合を除き、第三者に提供しないものとします。法令上必要な場合を除き、第三者への提供にあたっては、必要に応じて本人の同意を得たものとします。

第 **17** 条　AI マシンの利用について
1. 会員は、AI マシンの利用にあたり、本クラブが定める利用方法および注意事項を遵守し、正しく使用するものとします。
2. マシンの作動に異常がある場合、または身体に痛みや違和感が生じた場合は、直ちに使用を中止し、スタッフへ連絡するものとします。スタッフが不在の時は、施設内の掲示する緊急連絡先に従ってください。
3. 会員は、自己の体調に応じて無理のない範囲で運動を行い、体調不良時は利用を控えるものとします。

第 **18** 条　賠償責任

本クラブ内で発生した紛失、盗難、障害その他の事故について、原則として会員各自の自己責任とし、本クラブの故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
会員は本クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たしていただきます。

第 **19** 条　個人情報の取り扱い

本クラブは、会員の個人情報について、本クラブの定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うのもとします。

第 **20** 条　本規約その他の諸規則の改定

本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することが出来ます。

また、その効力は最新の改定日をもって全ての会員に適用されます。

本規約は 2026 年 10 月 01 日より施行します。

本規約の改定内容は、所定の方法により会員へ周知し、法令に従い適用するものとします。

最終改定日：2026 年 11 月 11 日